

令和4年8月23日

市政記者クラブ 様

財政局栄市税事務所管理課

担当 佐野 直之 (電話 959-3311)

本日20時15分まで担当が待機しています。

納税証明書の交付誤りについて

下記のとおり納税証明書の交付誤りがありましたので、ご報告します。

記

1 内容

令和4年8月22日にB氏が千種区税務窓口に来庁され、8月18日に同窓口で交付された納税証明書が別人のものであったとの申出があった。この申出を受け調べたところ、A氏の納税証明書を誤ってB氏に交付していたことが発覚した。

2 漏洩した情報

A氏の氏名、住所、税目、納付税額（マイナンバーは記載されていません。）

3 原因

誤って別人の証明書を作成し、証明書交付時に定められた手順により本人確認をすべきところ、その確認が不十分であったため。

4 その後の対応

来庁されたB氏へ謝罪し、誤って交付した証明書を回収した上で、正しい納税証明書を作成し交付しました。

また、速やかにA氏に連絡して状況の説明と謝罪し、ご了解をいただきました。

5 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、今後、このようなことが発生しないよう、改めて個人情報の重要性を職員に周知します。また、証明書の交付時における本人確認を徹底します。